

# 調査報告書（要旨版）

2026年1月16日

調査委員会

委員長 弁護士 柳原 克哉

委員 弁護士 古屋 正隆

委員 公認会計士 佐藤 保則

## 第1 調査の要旨

### 1 本調査等の経緯

日栄インテック株式会社（以下対象会社という）において、現モビリティ事業部 ICT グループにおける A 社を仕入れ先として継続的に行われていた防爆機器（以下「本件機器」という。）の販売事業（以下「本件事業」といい、本件事業に関する取引を以下「本件取引」、本件事業を所管する部署を「本件事業部」という。）が、架空・循環取引である疑いがあることが判明した（以下「本件事案」という。）。

対象会社は、本件事案の発覚を受けて、本件事案に関し、社外の立場から客観的に調査を実施するため、対象会社と利害関係のない社外の弁護士へ調査を委嘱することを決定し、当該委嘱を受けた弁護士法人第一法律事務所の弁護士らが調査委員会を組成し、本件事案に関する調査を開始することとした（以下、同弁護士らが組成した調査委員会を「前調査委員会」と言い、同委員会による調査を「前調査」、以下で定義する本調査委員会による調査を「本調査」、前調査と本調査を併せて「本調査等」という。）。

前調査は、対象会社と利害関係のない外部弁護士による調査であり、前調査委員会により、2025年12月16日付で、その時点までの調査状況等を報告する中間報告書等が提出されている。

その後、一部利害関係者の要請を踏まえ、調査の独立性、中立性をより高めるべく、12月22日付けで、前調査委員会委員長に外部専門家2名を加えた第三者による調査委員会（以下「本調査委員会」といい、前調査委員会と併せて「本調査委員会等」という。）に組成し直した上で、前調査の調査結果を本調査委員会に引き継ぎ、本調査委員会として、前調査の結果等に検討を加え、追加調査も実施した上で、最終報告書を作成することとし、その作成に際しては、企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインを踏まえ、最終報告書の起案権は本調査委員会に専属し、調査により判明した事実とその評価を、対象会社の現在の経営陣に不利となる場合でもあっても、調査報告書に記載する、調査報告書提示前に、その全部又は一部を対象会社に開示しないこととし、対象会社ともその旨合意した上で、最終報告書を作成した。

## 2 調査の内容等

- ①デジタルフォレンジック（2014年11月以降の現存メール+α）
- ②関係資料等の精査・検証（週報、稟議書、メール等）
- ③関係者に対するヒアリング調査（21名25回）
- ④対象会社との会議・質問
- ⑤A社への質問書の送付等
- ⑥B社等への照会等
- ⑦対象会社社員に対するアンケートの実施

## 3 本調査委員会の構成等

### （1）構成

委員長 弁護士 柳原 克哉

委員 弁護士 古屋 正隆

委員 公認会計士 佐藤 保則

なお、本調査等では、デロイト社を起用し、デジタル・フォレンジック調査等を実施している。また、前調査を担当していた弁護士法人第一法律事務所の弁護士4名は、引き続き、本調査委員会の補助者として従事した。

### （2）独立性

本調査委員会等は、対象会社と利害関係を有しない。

## 第2 本件取引の架空・循環性

本件取引において、A社が本件機器の販売先としたB社等、C社、D社が、いずれも、対象会社との間で取引はなく、支払い記録はなく、各名義で送金手続きがなされている三菱UFJ銀行新宿中央支店等に口座を保有していた事実もない等回答していること、A社の代理人弁護士が、本調査委員会等に対して送付した書面において、本件取引が架空・循環取引であるとの認識を示していること、B社等名義の注文書の所長名が実際の所長名と必ずしも一致していないこと等本件取引はいずれも架空・循環取引であって、実在しないものと判断した。

### 第3 対象会社関係者の本件架空・循環取引に対する認識等について

#### 1 関係者認識の有無

本調査委員会としては、対象会社関係者が、A社関係者から、本件取引が架空・循環取引であることを伝えられた事実は認めがたく、対象会社関係者が、本件取引が架空・循環取引であることを認識した上で、本件取引等を実施していたとは認められないものと判断した。対象会社は、2025年9月25日のA社との面談時点では、本件取引の実在性に疑念を抱き、29日の2回目の面談を受けて、本件取引が架空・循環取引であると認識したと判断した。本件架空・循環取引は、A社側が、対象会社関係者には、その事実を秘した上で、実在する取引である旨偽装して行われたものであると思料する。

#### 2 理由

- (1) フォレンジック調査及び対象会社に残されていた週報その他本調査委員会等が精査、確認した資料からは、対象会社関係者が、本件取引を架空・循環取引であると認識していたことを直接示す事実は発見されなかった。
- (2) A社が、対象会社に対し、一貫して、本件取引が実在することを前提とした説明等をしていること
  - ア 書類上、実在取引であることを前提とした体裁が整えられており、書類からは、架空・循環取引であると一見して判断するのは困難であったこと
  - イ A社担当者等が、対象会社担当者等に対し、本件取引が実際に存在することを前提とした連絡等をしていたこと
  - ウ A社側が、粗利率交渉時等の際にも、対象会社に対し、本件取引が実在することを前提とした説明をしていたこと
  - エ A社側が、対象会社がB社等への直接連絡等することを阻害していたこと
  - オ 2025年9月25日の面談等においても、A社側が、本件取引が実在するかのような説明をしていたこと
- (3) 対象会社内において、本件取引が実在することを前提とした報告等がなされていること

### 第4 類似取引の有無および本件架空・循環取引が看過された原因

1 不適切な類似取引は、存しなかった。

2 長年の間、本件架空・循環取引が看過された原因は、対象会社における内部統制制度や監視監督・牽制機能等の欠缺及び不全、対象会社の役員以下関係者の架空・循環取引に対するリスク認識及び当事者意識の不足等が、重疊的に存するものと考えており、利益重視、事業部重視の対象会社の企業風土等がその背景に存するものと評価している。

## 第5 再発防止策の検討

### 1 総論

対象会社が関与する本件取引につき架空・循環取引が行われ、長期間看過された状況及び原因を踏まえ、本調査委員会等が調査を通じて認識した点を中心に、本調査委員会において検討した再発防止を、以下提言する。

### 2 対象会社において講じられるべき再発防止策

#### (1) 対象会社における意識改革

##### ア 要旨

対象会社において、長期間、本件取引が架空・循環取引であることが看過された最大の原因は、対象会社の役員、管理部門、事業部門の全てにおいて、架空・循環取引発生リスクに対する感度の乏しさと、当事者として不正な取引を防止する責務を有することの自覚不足にあると考える。

再発防止のためには、まずは、対象会社の全ての役職員が、こうした不正が発生しうることを強く認識し、各人において決してこれを許さず、見逃さないことが重要な責務であるとの自覚を抱くことが必要であり、会社の風土をそのように変えていく必要があるものとする。

##### イ 社長等によるメッセージ等の発信

意識変化や企業風土の変革は一朝一夕になし得るものではなく、対象会社の経営陣が率先して実践すべきであるし、また、社員に対しても、継続的に、その意識を伝え、道標を示す必要があると考えられる。社長を中心として経営陣が、全社員に対し、対象会社のこうした不正防止等を含めた会社としての考え方や覚悟等を明確、かつ、継続的に、発信し、伝え続けていく必要があると考える。

##### ウ コンプライアンスに対する取り組みの強化

コンプライアンス研修等のコンプライアンスに関する取り組みは、社員に対し、会社としてのコンプライアンスに対する考え方を改めて伝え、社員のコンプライアンス意識を高め、定着させる意義を有するとともに、その方法によっては、会社の抱えるコンプライアンス上の問題等を拾い上げる機会ともなりうるものである。

#### (2) 対象会社における体制等の整備、見直し

##### ア 要旨

対象会社は、事業部門の成長拡大を優先し、ともすれば、不正の発生や見逃しを阻止するための体制や制度の整備が不足していたものとする。再発防止の観点からは、こうした体制や整備の一層の確立・充実が必要不可欠と考える。

## イ 取締役会の体制・役割の再整理

対象会社は、基本毎月、役員会や社長診断会を実施し、社長や役員による各事業部の業務進捗状況等の確認や気づきに対する指示指摘等が行われている。社長診断会は、社長が直接各事業部責任者等から業務進捗状況等の報告を受けるものであるが、本件事業部に対しては、顧客への営業状況等売上や利益の拡大に関するものが大半であったと考えられる。本件でいえば、B社等に直接連絡が取れていないことや残高確認ができていないこと等が問題として取り上げられていれば、本件取引の不審さがより共有された可能性も考えられ、役員会や社長診断会の報告事項等につき、改善を検討する余地があるように思われる。また、取締役会の牽制機能強化の観点からは、社外の立場から経営を監督する責務を有する取締役を任命することも、一つの方策として考えられる。

## ウ 監査役による監査の実効化

対象会社は監査役1名を任命しているものの、長年、名目上の監査役でしかなく、監査業務等は実施していなかった。このことは対象会社の管理・監督機能の脆弱性を示す事実の一つであると考えられるが、対象会社が、不正を防止し、今後のさらなる発展等を目指すのであれば、現業部門、管理部門、内部監査部門の3線ディフェンスを強化するとともに、監査役の監査も実行あらしめるのが好ましく、監査役による監督を実効あらしめる必要がある。

## エ 内部監査部門の強化

対象会社は、内部監査に関する規程を整備し、2016年以降、内部監査室による内部監査が実施されている。内部監査を実施していることは評価できると考えられる。しかし、一時期コロナ禍による実査の制限等があったとはいえ、内部監査は、管材事業に対する監査が中心で、対象会社の業務全体に対する十分な監査までは実施できていない状況にある。内部監査は、社内監査とはいえ、現業部門とは独立した立場で客観的な監査がされるべき部門であり、不正防止の観点及び早期発見の観点からは、内部部門の監査をより強化することが望ましい。

## オ 管理部門による管理・監督の強化

対象会社において、管理部門は、監査法人による監査の窓口として、事業部との連絡・調整等を行っており、こうした連絡・調整や日頃の管理部門としての管理業務を通じて、対象会社の不正や不適切な処理等を発見・改善等することが期待されている。本来、管理部門は事業部門によるリスクコントロールやリスクマネジメントを監視し、適正に運営がなされるようサポート等することが期待されていると考えられるところ、対象会社においては、その職責等が明確でなく、また、人員等も十分でないように感じられる。権限分掌等に関する規程を整備し、その職責に対応できる人員・体制を整えることが必要と考える。

なお、対象会社では、顧客との直接の連絡や書類の授受等は事業部門が担当し、入出金処理は、経理部門が担当することで、入出金に関する牽制を図っている。この点は評価できるものの、他方、結果としては、管理部門において、A社への支払いがB社等からの入金に先行して行う運用になっていることや、A社が介在しているB社等、C社、D社からの入金が、同一銀行支店から相前後して入金されていることにつき、問題意識を抱くことはできていない。再発防止の観点から

は、管理部門あるいは対象会社として、こうした不自然性等を検出できうる方法や体制等について検討する余地はあるように思われる。

#### カ 残高確認ルール等の見直し

対象会社では、監査法人により、売掛金債権や買掛金債権に対する年1回の残高確認状の送付を実施している。監査法人の監査は、法定監査や保証業務としての任意監査ではなく、合意された手続きの範囲での監査であり、監査の方法やあり方等含め、改めて検討する必要もあると思われるが、いずれにせよ、現行の残高確認に関しては改善の余地が大きいと考える。すなわち、現行では、監査法人が残高の多い取引先等から送付候補先を選定しているものの、当該取引に関する事業部から反対意見があれば、理由は確認するものの、基本そのままこれを受け入れ残高確認状は送付していない。しかし、残高確認状送付の目的や重要性等から考えると、安易にこれを認めるのではなく、厳格な審査や代替措置の要請等するのが好ましく、また、そのルールを明確にしておくことが望ましい。

#### キ 事業部による実在性確認の徹底等

本件架空・循環取引が看過されたのは、対象会社において、販売先であるB社等に直接連絡・確認等できておらず、また、いわゆる帳合取引とはいえ、本件機器の実在確認等も行っていなかったことが、大きな要因であると考えられる。

こうした顧客との直接の連絡・確認や本件機器の実在性確認等は、架空・循環取引を防止する上で、基本中の基本と考えられ、再発防止の観点からは、対象会社においても、対象会社における業務ルールとして制度化する等してこれを徹底することが必要である。

なお、本件稟議手続きに関しても、継続的取引であったとはいえ、上長による承認は事実上形骸化しており、その実効化を徹底することも必要と思われる。

### 3 小括

不正防止、再発防止の対策は、これらに限られるものではなく、また、対象会社の置かれた状況等を踏まえ、実現可能性等も考慮しつつ、対象会社において自ら策定し、実行していくものとするが、本調査委員会としては、対象会社が、これらの提言を一助としつつ、可及的速やかに、再発防止策を整理・検討し、実施していくことを期待するものである。

### 第6 結語

本調査委員会等による本件取引に関する調査は以上のとおりである。本調査委員会としては、本報告書が、対象会社の今後のさらなる発展に寄与することができるのであれば、幸甚である。

以上